

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	中国四国農政局鳥取農政事務所	連絡先	(0857) 22-3131 (内線 620) 農政推進課長 原
所管する業務の概要	①食品の安全・安心・食育推進に関する業務 ②担い手育成・農商工連携に関する業務 ③主要食糧の需給及び価格の安定・消費拡大に関する業務 ④農林水産業・農林漁家に関する統計調査業務		

1. 基本的な心構え・行動	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
<p>・農林水産省が行なっている各種施策の対象者・実施者であり評価者は国民であるという視点で、来訪や電話等による問い合わせについて、親切・丁寧・正直な対応をするため、研修会を行っています。</p> <p>・国民からの質問、意見については、最初に受けた担当者が最後まで対応しています。 また、政策外交員として、積極的に現場へ伺って説明するようにしています。</p> <p>・担当業務についての意見、要望、苦情等については速やかに対応し、情報提供者への回答・説明、上局へ意見の反映をしています。 また、提供された意見・要望・苦情等のうち、農政事務所の所管外業務については、所管組織へ速やかに対応を依頼しています。</p>	<p>・農林水産省の政策・制度を網羅的・関連的に国民の皆様に説明を行えるよう、担当外業務についても研修と情報の交換及びその共有化を行ないます。</p> <p>・国民からの政策ニーズや質問・意見などを伺う際に、正確かつ確実に対応するため、聞き取りカードに取りまとめを行ないます。 また、その内容が担当者止まりにならないよう関係職員で共有します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・政策等の情報発信のため、農業新聞の県版コラム欄「農政のいずみ」に毎月最新の農政情報を掲載しています。 	
---	--

2. 政策・事業等の企画立案・推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・現場主義の視点から、農業者等との意見交換会及び消費者とのセミナー等を開催し、政策ニーズの把握と行政サービスの向上に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の参加者が多い場合、意見が出にくいことから、全体説明会のあとに、個別に意見・要望・相談を受けるなどの取組を行ないます。
<ul style="list-style-type: none"> ・現場で政策を推進するためには、あらゆる機関との連携が必要となることから、農政事務所の情報のうち、必要な情報の交換や共有を行い、政策・制度の推進を図るよう努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策を進めるためには、従来からの関係者以外にも連携を図る必要があることから、幅広い分野の関係者との必要な情報交換を行ない、連携を深めていきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・政策・制度を生産者と消費者に理解していただくため、わかりやすい資料やパンフレット等を用い、専門用語ではなく、わかりやすい言葉で説明するように努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者により説明にブレが生じないように、説明のポイントを絞った資料を作成し、提供します。 ・情報提供の場がややもすると消費者又は生産者のどちらかに偏っていることから、両者が参加しやすい会合の開催や視野の広い情報の提供を行ないます。

3. リスク管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策

<ul style="list-style-type: none"> ・業務について常に複数の者で点検を実施しています。 また、担当者が不在の時でも素早く対応できるよう、業務の進捗状況を共有しています。 ・業務の遂行に当たり、事前に注意すべき点について打合せを行い、問題や事故が起きないように努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上の問題及び事故の発生防止の手順を農政事務所内で共有します。
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の遂行において発生した問題は、課内打合せにより情報交換し解決を図るとともに、今後に活かすよう問題点、解決方法等を課内で共有しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行上、問題及び事故が起こっていても、それらが起こる可能性があることを常に認識し続けます。 また、危険の可能性の認識が担当者にとどまっている傾向にあるため、課内はもちろん農政事務所内で解決策も含め職員間で共有を図ります。

<h4>4. 食の安全に関する取組</h4>	
<ul style="list-style-type: none"> ・現在行っている取組や工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検によって得られた課題とその改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省として目指す目標や食の安全の心得を常に携帯し、食の安全第一を心がけています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全業務に直接携わる機会が少ない職員は、食の安全に関連する学習会及び研修会を実施し、自己研鑽に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全が重要であるという意識を再確認するため、基礎的研修を開催し、意識向上を図っています。 ・政府所有米麦に関する職員研修会を行い、食品衛生上の技術的指導・助言等のあり方を習得しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全の視点を最優先とした業務とするため、食の安全に関する情報の収集及びその分析を行ないます。 また、問題が発生した時に適切に対応するため、日々、要領やマニュアルのさらなる熟知と、情報の共有化を図ります。 各種情報を迅速且つ的確に処理するためのルールづくりを進め、より一層、食品安全に関する監視を強化します。

・鳥取県食品表示監視協議会に消費生活センターを加え、広く消費者からの情報収集とその共有を図っています。

5. その他の重要な取組

・現在行っている取組や工夫

・点検によって得られた課題とその改善策

・年1回の再点検に加え、業務改善委員会を活用することにより、業務改善の推進を図ります。